

平成 26 年 1 月 28 日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(電気供給約款)

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 7 項の規定に基づき申請を行なった電気供給約款（平成 26 年 3 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）および附則 6（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)イに定める料金率、63（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、附則 6（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)ロおよび別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	早収料金率 円	消費税等相当額 円
定額電灯 需要家料金 1契約につき	64.80	4.80
電灯料金 40ワットまでの1灯につき	263.95	19.55
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	395.93	29.33
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	659.88	48.88
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	659.88	48.88
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	255.65	18.94
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	445.47	33.00
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	445.47	33.00

区分および単位	早収料金率 円	消費税等相当額 円
従量電灯 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	394.65	29.23
電力量料金 10キロワット時をこえ120キロワット時 までの1キロワット時につき	22.49	1.67
120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	27.93	2.07
300キロワット時をこえる1キロワット 時につき	29.87	2.21
臨時電灯 A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.93	0.66
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの場合	17.86	1.32
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	17.86	1.32
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キ ロボルトアンペアまでの場合	178.20	13.20
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	178.20	13.20
臨時電灯 B 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	514.08	38.08
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	32.71	2.42

区分および単位	早収料金率 円	消費税等相当額 円
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	54.00	4.00
電灯料金 40ワットまでの1灯につき	234.58	17.38
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	351.86	26.06
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	586.44	43.44
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	586.44	43.44
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	219.90	16.29
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	386.61	28.64
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	386.61	28.64
公衆街路灯 B 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	394.65	29.23
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	22.49	1.67
業務用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,711.80	126.80
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	16.79	1.24
その他季料金	15.34	1.14
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,306.80	96.80
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	15.67	1.16
その他季料金	14.31	1.06

区分および単位	早収料金率 円	消費税等相当額 円
高圧電力A 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 1,587.60 14.90 13.61	 117.60 1.10 1.01
高圧電力B 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 1,981.80 13.93 12.72	 146.80 1.03 0.94
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 23（臨時電力）（1）イに該当する 場合 低圧で電気の供給を受ける場合 夏季料金 その他季料金 高圧で電気の供給を受ける場合 契約電力が500キロワット未満 の場合 夏季料金 その他季料金 契約電力が500キロワット以上 の場合 夏季料金 その他季料金 23（臨時電力）（1）ロに該当する 場合 夏季料金 その他季料金	 195.48 18.41 16.93 17.50 16.08 16.35 15.03 19.76 18.15	 14.48 1.36 1.25 1.30 1.19 1.21 1.11 1.46 1.34

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルト で供給を受ける場合	874.80	64.80
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	1,042.20	77.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルト で供給を受ける場合	12.53	0.93
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	12.40	0.92
自家発補給電力A		
電力量料金		
1キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場 合		
夏季料金	18.27	1.35
その他季料金	16.79	1.24
b a以外の場合		
夏季料金	22.37	1.66
その他季料金	20.52	1.52
自家発補給電力B		
電力量料金		
1キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場 契約電力が500キロワット未満の場 合		
夏季料金	16.20	1.20
その他季料金	14.90	1.10
契約電力が500キロワット以上の場 合		
夏季料金	15.15	1.12
その他季料金	13.94	1.03
b a以外の場合		
契約電力が500キロワット未満の場 合		
夏季料金	19.76	1.46
その他季料金	18.15	1.34
契約電力が500キロワット以上の場 合		
夏季料金	18.45	1.37
その他季料金	16.96	1.26

(2) 6.3 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	26,676.00	1,976.00

(3) 附則6 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)イに定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯 需要家料金 1契約につき	63.00	3.00
電灯料金 40ワットまでの1灯につき	256.62	12.22
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	384.93	18.33
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	641.55	30.55
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	641.55	30.55
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	248.55	11.84
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	433.09	20.62
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	433.09	20.62
従量電灯 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	383.69	18.27
電力量料金 10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	21.86	1.04
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27.15	1.29
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29.04	1.38

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.68	0.41
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17.37	0.83
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17.37	0.83
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	173.25	8.25
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	173.25	8.25
臨時電灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	499.80	23.80
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	31.80	1.51
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1契約につき	52.50	2.50
電灯料金		
40ワットまでの1灯につき	228.06	10.86
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	342.09	16.29
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	570.15	27.15
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	570.15	27.15
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	213.79	10.18
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	375.87	17.90
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	375.87	17.90
公衆街路灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	383.69	18.27
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	21.86	1.04

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
業務用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,664.25	79.25
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	16.33	0.78
その他季料金	14.91	0.71
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,270.50	60.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	15.24	0.73
その他季料金	13.91	0.66
高圧電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,543.50	73.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	14.49	0.69
その他季料金	13.23	0.63
高圧電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,926.75	91.75
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	13.55	0.65
その他季料金	12.37	0.59

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
臨時電力		
定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	190.05	9.05
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
23（臨時電力）（1）イに該当する 場合		
低圧で電気の供給を受ける場合		
夏季料金	17.90	0.85
その他季料金	16.46	0.78
高圧で電気の供給を受ける場合		
契約電力が500キロワット未満 の場合		
夏季料金	17.01	0.81
その他季料金	15.63	0.74
契約電力が500キロワット以上 の場合		
夏季料金	15.90	0.76
その他季料金	14.62	0.70
23（臨時電力）（1）ロに該当する 場合		
夏季料金	19.22	0.92
その他季料金	17.65	0.84
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルト で供給を受ける場合	850.50	40.50
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	1,013.25	48.25
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルト で供給を受ける場合	12.18	0.58
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	12.05	0.57

(4) 附則 6 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)ロに定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
40ワットまでの1灯につき	4.682	0.223
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7.022	0.334
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	11.704	0.557
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	11.704	0.557
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.495	0.166
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6.992	0.333
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6.992	0.333
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.095	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.189	0.009
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.189	0.009
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.887	0.090
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.887	0.090
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.982	0.094

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	3.014	0.144
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.301	0.014
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.301	0.014
高圧で供給を受ける場合	0.291	0.014

(5) 別表2(燃料費調整)に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
40ワットまでの1灯につき	4.816	0.357
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7.223	0.535
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	12.039	0.892
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	12.039	0.892
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.595	0.266
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	7.192	0.533
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	7.192	0.533
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.097	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.194	0.014
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.194	0.014
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.941	0.144
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.941	0.144
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	2.039	0.151

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	3.100	0.230
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.310	0.023
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.310	0.023
高圧で供給を受ける場合	0.299	0.022

以上